平成２４年（フ）第４２２号
千葉県松戸市古ケ崎２丁目3245番地の４
債務者　國木田　洋
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４３７号
千葉県松戸市常盤平３丁目15番地の７　パイントリーハイツ105号
債務者　小川　　均
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４４０号
千葉県我孫子市柴崎835番地の５
債務者　古閑原　優
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４４３号
千葉県流山市三輪野山２丁目291番地の72
債務者　横山　　敏
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４４６号
千葉県松戸市西馬橋１丁目11番地の18　平野荘203号
債務者　角田　　忠
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４６２号
千葉県野田市中野台1083番地の２　マンションターキー201
債務者　木村　智恵（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４８１号
千葉県松戸市松戸1050番地　大井コーポＢ棟３号
債務者　村田　俊介
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４８２号
千葉県松戸市松戸新田460番地の３
債務者　北林　則雄
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４８３号
千葉県野田市堤台91番地　セジュール愛でる201
債務者　林　　芳幸
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４８５号
千葉県松戸市常盤平３丁目29番地の８　森田ビル403号
債務者　和田　三男
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４８７号
千葉県流山市向小金２丁目265番地の57　コーポラスフカノ203
債務者　久野　由佳
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４８９号
千葉県柏市宿連寺330番地８
債務者　徳茂　和男
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４９７号
千葉県柏市高柳1927番地11
債務者　佐藤　好弘
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４９８号
千葉県柏市高柳1927番地11
債務者　林　　柚佑
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５０２号
千葉県我孫子市布佐3197番地の６
債務者　佐々木義孝
1　決定年月日時　平成24年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５０５号
千葉県野田市山崎2800番地の３　リビングタウン野田Ａ101
債務者　宇佐美純子（旧姓臼井）
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５０６号
千葉県松戸市栗山34番地の２　カーサベルデ103号
債務者　渡邉　伸一
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部